

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設における設備交換に係る行政相談

2. 日時: 令和3年5月12日(水) 15:50~16:45

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部長 他6名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設のウラン濃縮原型プラントにおける、無停電電源装置を構成する蓄電池及び中央運転盤の交換に際しての許認可手続きの要否に対する考え方について説明を受けた。

○無停電電源装置を構成する蓄電池について

- ・主棟電源室の蓄電池(汎用品)は平成13年12月から使用してきたもので、交換時期のため、今年度内に交換する計画である。
- ・新たに設置する蓄電池は、設計及び工事の方法の認可申請書(以下「設工認申請書」という。)及び加工施設の廃止措置計画認可申請書(以下「廃止措置計画」という。)に記載されている仕様と同一仕様の蓄電池である。
- ・したがって、蓄電池の交換に係る許認可手続きは、不要と考える。

○中央運転盤について

- ・中央操作室の中央運転盤は、ウラン濃縮を行うためのカスケード設備、気体廃棄物及び液体廃棄物の廃棄設備等の運転操作、運転状態表示及び警報表示を行ってきた設備である。
- ・ウラン濃縮原型プラントは廃止措置段階に移行したため、カスケード設備、気体廃棄物及び液体廃棄物の廃棄設備等の運転操作、運転状態表示、警報表示していた中央運転盤を停止する。代わって、廃止措置に係る気体廃棄物及び液体廃棄物の廃棄設備等の運転操作、運転状態表示及び警報表示に特化した中央運転盤に今年度内に交換する計画である。
- ・中央運転盤は、加工事業許可申請書における「計装制御設備」の一部の設備であるが、加工事業許可申請書において中央運転盤は明記されていない。また、設工認申

請書にも記載はなく、使用前検査の対象外の設備で、廃止措置計画における性能維持施設に該当しない設備である。

・したがって、中央運転盤の交換に係る許認可手続きは、不要と考える。

(2)原子力規制庁からは、許認可手続きの必要性については、本日の説明を踏まえて検討し、後日連絡する旨を伝えた。

6. 資料

資料－1 ウラン濃縮原型プラント(加工施設) 中央運転盤の交換について

資料－2 ウラン濃縮原型プラント(加工施設) 無停電電源装置を構成する蓄電池の交換について

以上